

総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」
第一次取りまとめ(案)に関する意見募集への対応について

総務省は、平成 27 年 11 月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」を設置し、近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取り巻く環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について検討を行ってきた。

同検討会は、本年 7 月、「第一次取りまとめ(案)」を公表し、現在、これについて意見募集が行われている（意見募集の締め切りは、平成 28 年 8 月 31 日）。

NHK としては、総務省の意見募集に対し、概要以下の意見を提出することとした（意見全文は別紙）。

第一次取りまとめ(案) 該当部分概要	提出意見の概要
はじめに (P2~3)	
第 1 章 放送を巡る社会環境の変化 (P4~11)	
第 2 章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 (P12~20)	
第 3 章 今後の具体的な対応の方向性 (P21~43)	
(1) 新サービスの展開	
② 新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	
○ 4K・8K放送と視聴者利益との関係 (P24~25)	
・ 4K・8K受信機に関する情報等について、国民・視聴者にわかりやすい形での周知・広報が重要。今後、速やかに、国と関係事業者、団体等が連携して、周知・広報等の具体的な内容・方法等について検討を進めることが必要であり、有識者・関係者からの意見も聴取しつつ、引き続き、検討することが適当。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低廉な簡易チューナーでも、右旋と左旋の円偏波が受信でき、字幕、データ放送、EPGなど放送事業者が提供するサービスを視聴できることが望ましい。今後市販されるチューナー内蔵テレビについても同様 ・ 4K・8K放送普及には、受信のための周知啓発活動と受信環境整備に、国と関係団体が連携して取り組む必要があり、このような取り組みに対して、国において適切な支援を実施することが適当
③ 今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開 (P27)	
・ 必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上テレビジョン放送の高度化に関する研究開発を国が推進することは適当 ・ 4K・8Kの地上テレビジョン放送を展開する上では、そのための周波数が確保される必要があり、国においてその検討がなされるべき

会長報告

第一次取りまとめ（案）該当部分概要	提出意見の概要
<p>④ 番組ネット配信と放送の関係の検討 (P27)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番組ネット配信と放送の関係について、更なる情報流通の促進や視聴者利益の増進の観点から、<u>ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等</u>について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等についての検討が行われることが必要
<p>(2) 地域に必要な情報流通の確保</p>	
<p>② 地域情報の確保</p>	
<p>○ 今後の検討課題 (P33～34)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>FＭ補完放送</u>を開始する放送事業者が相次ぐ中、<u>周波数が逼迫し、FＭ局への新たな割当ては困難</u>な状況となっており、親局だけでなく中継局からもFＭ波による放送を行う場合、中継局の周波数を親局や他の中継局の周波数と同一にし、<u>シームレスな受信環境及び周波数の有効活用</u>に資する同期放送の実現可能性について、<u>技術的見地から検討を行うことが必要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 同期放送は周波数の有効活用に資する手段である一方、<u>干渉エリアで受信不良が発生する</u>という課題があり、同期放送の実現については、<u>受信者保護の観点から十分な検討を行うことが必要</u>
<p>(3) 新たな時代の公共放送 ～NHKの業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革～ 【総論部分】 (P35～36)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保することが必要</u>。 国民・視聴者のニーズや視聴環境の <u>変化に適確に対応</u> して、その <u>先導的役割</u> を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>NHKビジョン 2015→2020</u>」において、「<u>放送を太い幹としつつ、放送だけでなくインターネットも積極的に活用して、より多くの人々に、多様な伝送路で公共性の高い情報や番組などのコンテンツを届けます</u>」「<u>公共放送から、放送と通信の融合時代にふさわしい“公共メディア”への進化を見据えて、挑戦と改革を続けま</u>す」と記載
<p>① 今後の業務の在り方</p>	
<p>○ メディアの多様化に対応したインターネットの本格的活用 (P36～37)</p> <ul style="list-style-type: none"> NHKは、公共放送として、国民・視聴者のニーズに対応し、新たなサービスの開発、導入、普及に向けた先導的役割や、より円滑・確実な情報提供手段の確保等の観点から、<u>インターネット活用業務の在り方について検討することが必要</u>。 <p>※脚注として以下の記載あり。</p> <p><u>NHKから、「テレビ放送の定常的な同時配信（常時同時配信）を可能とする制度整備」を希望する旨の説明があった。</u>（NHK「追加ヒアリング ご説明資料」（第9回会合資料）</p>	<ul style="list-style-type: none"> NHKが、<u>今後も引き続き日本社会における「情報の社会的基盤」の役割を果たしていくことが求められている</u>という観点から、<u>テレビ放送のインターネット常時同時配信を可能とする制度整備の検討について希望したもの</u>

第一次取りまとめ（案）該当部分概要	提出意見の概要
<p>○ 業務の合理化、効率化（P38）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKは、日頃から、既存業務を適正に評価し、改善につなげていくPDCAサイクルを確立することが特に求められる。現在NHKは、例えば、「14の経営指標」や「地域指標」、「VFM (Value for Money)」といった指標を導入し、成果の評価・管理を行っている。<u>今後はこうした取組を更に進め、よりきめの細かい分析や、どのような指標をどのように業務に生かしているのかについて体系だった説明を行うことが求められる。</u> ・コスト・ベネフィット分析等を適切に行うため、<u>管理会計の導入、他の同様の業務を行っている事業者との比較などを行い、それを基に適切に評価・改善を行うシステムを導入すること、あるいは評価結果や当該結果の業務への反映状況に関する情報を国民・視聴者に向けて公表・提供していくなど、NHKの業務の合理化・効率化に向けた取組について検討していくことが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>PDCAサイクルの運用については、公共放送としての説明責任を果たすマネジメントのために必要な調査を実施し、その調査結果やそれに対する自己評価等を四半期ごとにとりまとめ、経営委員会に報告したうえで公表するという形で、マネジメントを徹底</u> ・<u>管理会計の考え方に基づいて、チャンネル別経費やジャンル別番組制作費、伝送部門の経費、受信料の契約・収納に係る営業経費等を把握し、経営資源の適正配分等に活用しており、放送番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、可能な限り公表</u> ・<u>今後も、管理会計やPDCAの考え方について研究を進めつつ、効率的な事業運営に取り組む</u>
<p>② 今後の受信料の在り方</p>	
<p>○ 支払率の向上、営業経費の合理化・効率化、国民・視聴者への還元（P39）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信料の<u>支払率の向上に向けた取組</u>や業務の<u>合理化・効率化</u>は、今後も引き続き求められるほか、その利益を国民・視聴者へ適切に還元していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公平負担の徹底に向けて全力で取り組んでいるものの、支払率の大幅な向上のためには、活動を取り巻く環境等の大きな変化が必要な段階に至っていると認識</u> ・<u>海外の公共放送では、外部情報の活用等について制度が整備されており、同様の制度が整備されれば、支払率の更なる向上と活動の効率化を図ることが可能</u> ・<u>地上契約と衛星契約の区分の見直しに関し、受信料負担の視聴者間のバランスを動かすことについては、視聴者・国民の十分な理解が前提であり、少なくとも現状においては、慎重な検討が必要</u>
<p>○ 受信料水準、事業収入支出の規模、支出の適正性について適時適切に評価・レビューを行う仕組みの構築（P39～40）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信料水準の算定に当たっての<u>総括原価方式</u>は、一定期間の原価をベースに料金を算定するものであり、<u>定期的にレビューを行うことを前提</u>としたものであるが、<u>現実的に</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>予算・決算の各過程において、受信料の水準や事業収入支出の規模の適切性等を客観的に検討・チェックし、適切に評価する仕組みが構築</u>されている

第一次取りまとめ（案）該当部分概要	提出意見の概要
<p>は、受信料水準を定期的に見直す仕組みはなく、適切な収入額の在り方などについての検討は必ずしも十分になされていないとの指摘がある。こうした実態を踏まえ、番組編集等に当たっての自主性・自律性を確保しつつ、国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人として適正な経営を確保する観点から、<u>受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが求められる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の受信料額は、経営計画の審議の中で、国会における<u>毎年度の予算・事業計画の審議に先立ち、経営委員会と執行部が真摯な議論を重ねたことを通じて、原価の適切性の評価や客観性が担保</u>されていると考えている ・NHKの支出の適正性等の確保のあり方を検討する際には、<u>番組編集等に関する自主性・自律性の確保のためには事業運営の自主性・独立性が不可欠であることについて十分配慮し、慎重に取り扱われるよう要望</u>
<p>③ 今後の経営の在り方</p>	
<p>○ <u>適正な責任ある経営体制の確保</u>（P40～41）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKの放送事業者としての <u>番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ</u>、受信料で運営される特殊法人として、しっかりとしたコスト意識をもって、<u>効率的・効果的な取組</u>を行うことが当然に求められる。 ・NHKが公共放送として、国民・視聴者の信頼を得ていくためにも、NHK本体及び子会社等を含む <u>NHKグループ全体</u>として、他の放送事業者のみならず一般企業以上に <u>ガバナンスが実効的に確保</u>されることが必要であり、そのための <u>経営体制を構築することが重要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの経営体制について検討される場合には、<u>放送の二元体制の下での公共放送機関として、番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、豊かでかつ良い放送番組を放送するというNHKの使命達成を確保できるようにするという視点を踏まえた議論が行われることを要望</u>
<p>○ <u>透明性の確保等</u>（P41～42）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民・視聴者からの受信料で成り立っていることから、いわば国民・視聴者の代わりに経営を担っていることを強く自覚し、広く国民・視聴者に開かれた法人運営を行っていく必要がある。理事会における議事録や連結決算の公表を制度化するなど、意思決定等の透明性の向上等、<u>グループ全体の組織や運営情報等に係る積極的な情報公開の推進</u>を図っていくことについて、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。 ・法人の業務運営の <u>PDCAサイクル</u>を回していくことが、自律的な業務の改善につながるものであることから、第三者によるチェック等により業績評価を行い、その結果を経営・業務運営に適切に反映していく仕組みの構築についても、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKは事業活動や財務内容などについて、<u>放送法等で公表を義務付けられているものに加え、放送番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、自主的な取り組みとして積極的に公開</u> ・NHK執行部の現行のガバナンス体制において、会長は独任機関で、理事がその補佐人という位置づけになっており、そのことを踏まえた制度が整備されていることから、<u>NHKのガバナンス体制について検討する場合は、こうした点を十分考慮することを要望</u>

会長報告

(別紙)

総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ(案) に対するNHK意見(全文)

第3章 今後の具体的な対応の方向性

(1) 新サービスの展開 (P21～)

②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討 (P23～)

○ 4K・8K放送と視聴者利益との関係 (P24～25)

- 4K・8K実用放送では左旋円偏波による周波数の電波を使用することが基本とされており、現在市販されている4K(対応)テレビで4K・8K実用放送を視聴するための機器については、低廉な簡易チューナーでも、4Kと8K、右旋と左旋の円偏波が受信でき、字幕、データ放送、EPGなど放送事業者が提供するサービスを視聴できることが望ましいと考えます。今後市販される4K・8Kテレビに内蔵されるチューナーについても同様です。
- また、4K・8K放送を受信するには、受信機のみならず、受信環境に応じ、アンテナ等さまざまな受信設備の交換が必要になります。視聴者の利益を損なうことなく4K・8K放送を普及させていくには、受信のための周知啓発活動と受信環境整備に、国と関係団体が連携して取り組む必要があると考えます。このような取り組みに対しては、国において適切な支援を実施することが適切と考えます。

③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開 (P27)

- 地上テレビジョン放送の高度化に関する研究開発を国が推進することは、視聴者利益などの観点からも極めて重要であり、適切と考えます。また、4K・8Kの地上テレビジョン放送を展開する上では、そのための周波数が確保される必要があり、国においてその検討がなされるべきと考えます。

④番組ネット配信と放送の関係の検討 (P27)

- ご指摘のとおり、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等についての検討が行われることが必要と考えます。

会長報告

(2) 地域に必要な情報流通の確保 (P28～)

②地域情報の確保 (P29～)

○ 今後の検討課題 (P33～34)

- FM補完放送を開始する放送事業者が相次ぎ、FM放送用周波数が逼迫する中で、同期放送は周波数の有効活用に資する手段であると思われます。一方で、同期放送については、干渉エリアで受信不良が発生するという課題があります。従って、同期放送の実現については、受信者保護の観点から十分な検討を行うことが必要と考えます。

(3) 新たな時代の公共放送～NHKの業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革～ (P35～)

総論部分 (P35～36)

- ご指摘の内容について、NHKは、平成27年に策定・公表した「NHKビジョン 2015→2020」において、「放送と通信の融合の時代に、新しい技術を積極的に採り入れ、放送を太い幹としつつ、放送だけでなくインターネットも積極的に活用して、より多くの人々に、多様な伝送路で公共性の高い情報や番組などのコンテンツを届けます」「公共放送から、放送と通信の融合時代にふさわしい“公共メディア”への進化を見据えて、挑戦と改革を続けます」と記載しています。

①今後の業務の在り方 (P36～)

○ メディアの多様化に対応したインターネットの本格的活用 (P36～37)

- ご指摘の内容は、NHKが、伝送路の多様化、視聴者・利用者のニーズやメディア接触の多様化等の環境変化に適切に対応しつつ、長年にわたる公共放送としての知見・ノウハウを活用して、今後も引き続き日本社会における「情報の社会的基盤」の役割を果たしていくことが求められていることをご指摘されているものと理解します。
- NHKとしても、その観点から、テレビ放送のインターネット常時同時配信を可能とする制度整備の検討を希望したものです。

○ 業務の合理化、効率化 (P38)

- NHKは、放送法の定めにより国会で承認を受けた予算・事業計画に基づき、事業の施行管理を行っています。さらに、管理会計の考え方に基づいて、チャンネル別経費やジャンル別番組制作費、伝送部門の経費、受信料の契約・収納に係る営業経費等を把握し、経営資源の適正配分等に活用しています。これらの内容については、番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、可能な限り公表しています。
- また、PDCAサイクルの運用について、NHKは、平成17年以降の「視聴者視点によるNHK評価委員会」等での成果等を踏まえ、平成27年に策定した「NHK経営計画2015-2017年度」においては「14の経営指標調査」、「放送とインターネットの質を測る10指標調査」、「国際戦

会長報告

略調査」等、公共放送としての説明責任を果たすマネジメントのために必要な調査を実施し、その調査結果やそれに対する自己評価等を四半期ごとにとりまとめ、経営委員会に報告したうえで公表するという形で、マネジメントを徹底するとともに、公共放送としての説明責任を果たすこととされています。

- 今後も、管理会計やPDCAの考え方について研究を進めつつ、効率的な事業運営に取り組んでいきます。

②今後の受信料の在り方 (P38～)

○ 支払率の向上、営業経費の合理化・効率化、国民・視聴者への還元 (P39)

- 受信料の支払率については、平成29年度末80%を計画しており、30年度以降も着実に向上させていくことが必要と考えています。一方、単身世帯や共同住宅の増加等、契約収納活動の困難性は増してきており、法人委託の拡大など営業改革の一層の推進に取り組むなど、公平負担の徹底に向けて全力で取り組んでいるものの、支払率の大幅な向上のためには、活動を取り巻く環境等の大きな変化が必要な段階に至っているものと認識しています。
- 海外の公共放送では、支払率の向上や契約収納活動の効率化を図るため外部情報の活用等について制度が整備されており、同様の制度が整備されれば、支払率の更なる向上と活動の効率化を図ることが可能になると考えます。
- なお、地上契約と衛星契約の区分の見直しに関し、受信料負担の視聴者間のバランスを動かすこと、とりわけ、負担能力が高い層がより多くの還元を受ける形での受信料体系変更については、視聴者・国民の十分な理解が前提であり、少なくとも現状においては、慎重な検討が必要と考えます。

○ 受信料水準、事業収入支出の規模、支出の適正性について適時適切に評価・レビューを行う仕組の構築

(P39～40)

- NHKの予算・事業計画は、12名の外部からの委員で構成される経営委員会の審議・議決を経て、国会の承認を受けています。また、決算においては、会計監査人の監査による適正意見とともに経営委員会で議決され、さらには会計検査院の検査を経て国会に報告されます。これら予算・決算の各過程において、受信料の水準や事業収入支出の規模の適切性等を客観的に検討・チェックし、適切に評価する仕組みが構築されています。
- 現在の受信料額は、経営委員会における平成24年度から26年度の3か年経営計画の審議のなかで、経営の効率化を盛り込んだうえで3か年で収支相償となるよう算定したものであり、27年度からの現行経営計画の策定にあたっては同様です。国会における毎年度の予算・事業計画の審議に先立ち、経営委員会と執行部が真摯な議論を重ねたことを通じて、原価の適切性の評価や客観性が担保されていると考えています。
- なお、公共放送事業体であるNHKの支出の適正性等の確保のあり方について検討される際には、番組編集等に関する自主性・自律性の確保のためには事業運営の自主性・独立性が不可欠であることについて十分配慮し、慎重に取り扱われるよう要望します。

会長報告

③今後の経営の在り方 (P40～)

○ 適正な責任ある経営体制の確保 (P40～41)

- NHKの経営体制について検討される場合には、放送の二元体制の下での公共放送機関として、番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ豊かでかつ良い放送番組を放送するというNHKの使命達成を確保できるようにするという視点を踏まえた議論が行われることを要望します。

○ 透明性の確保等 (P41～42)

- NHKは受信料によって運営されている公共放送として、事業活動や財務内容などについて、視聴者の皆さまに対する説明責任を果たす観点から、放送法等で公表を義務付けられているものに加え、番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、自主的な取り組みとして積極的に公開しています。
- なお、NHK執行部の現行のガバナンス体制においては、会長は独任機関で、理事がその補佐人という位置づけになっており、そのことを踏まえた制度が整備されています。NHKのガバナンス体制について検討される場合には、こうした点を十分考慮されることを要望します。